判決 平成13年9月20日 神戸地方裁判所 平成12年(わ)第1396号, 第1521号 覚せい剤取締法違反被告事件

主文

被告人を懲役9年及び罰金200万円に処する。未決勾留日数中210日をその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、金500円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は,

第1 法定の除外事由がないのに、平成12年10月27日ころから同月31日までの間に、大阪市内又は兵庫県西宮市内若しくはそれらの周辺地域において、フェニルメチルアミノプロパンの塩類を含有する覚せい剤結晶粉末若干量を水に溶かして自己の身体に注射し、もって覚せい剤を使用し、

て自己の身体に注射し、もって覚せい剤を使用し、 第2 A及びBと共謀の上、みだりに、営利の目的で、同月31日午後7時50分ころ、兵庫県西宮市a町b丁目c番d号C団地d棟e号室において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩結晶粉末約1001.125グラム(平成13年押第32号の1、2はその鑑定残量)を所持したものである。

(証拠の標目) ―括弧内は検察官請求証拠甲乙の番号

(省略)

(事実認定の補足説明)

1 弁護人は、判示第2の事実について、被告人は判示第2の覚せい剤が自宅に存在していたことを認識していなかったのであるから無罪である旨主張し、被告人も同旨の弁解供述をするので、前示のとおり認定した理由について、以下補足して説明する。

2 関係各証拠によると、判示第2の日時ころ、被告人とAの住居である判示第2のC団地d棟e号室に、チャック付ポリ袋入り覚せい剤白色結晶2袋(合計約1001、125グラム、以下「本件覚せい剤」という。なお、2袋のうち、約996、393グラム入りのものを「本件覚せい剤①」、約4、732グラム入りのものを「本件覚せい剤②」という。)が存在した事実は間違いなく、また、同室内や被告人及びAらが使用していた自動車2台の中から、大量の注射器、ポリ袋、複数の携帯電話及び電子秤、クリップシーラー、平成12年10月27日付けのマイジェクター17箱の納品書等が発見、押収されていることなどが客観的な事実として認められる。

証人Bの当公判廷における供述(以下「B証言」という。)は、被告人及びAと共謀の上、本件覚せい剤を営利の目的で所持していた事実を明確に認めているだ けでなく、平成12年9月20日ころから、月20万円の給料をもらう約束で、 告人及びAのしていた覚せい剤密売を手伝うようになり、被告人やAの指示を受 5グラム入りや10グラム入りの覚せい剤を密売客に届けることを繰り返して いたこと、本件犯行当日、被告人らが自動車修理業者から借りていた代車のトラン ク内で保管していた本件覚せい剤①を取り出し忘れたまま業者に同車を返却してし まい、慌てて被告人に報告の上、本件覚せい剤①を取り戻したこと、被告人から密 売客のFに渡すよう指示されて本件覚せい剤②を持っていったが、同人と会えなか ったことから、一旦自宅に帰った後、被告人の指示を受けて本件覚せい剤、注射 器,小分け用のビニール袋等を持って前記被告人の住居に行ったこと,そして本件 覚せい剤②は被告人に手渡し、本件覚せい剤①は被告人の指示で入口の脇にある部 屋に持っていって置いたこと、麻薬取締官が捜索のため前記被告人の住居を訪れた 際には、被告人が「あれは。」と言うのに応じて、本件覚せい剤①を被告人に手渡したことなどを明確に供述するものであるところ、B証言は、詳細かつ具体的である上、上記の客観的事実に加え、前記代車に置き忘れた本件覚せい剤①を取り戻した経緯についても修理業者の供述と一致していることや、被告人の日頃使用している手帳に上記Fの電話番号等の記載があることなど、他の証拠によって裏付けられるまた。 てもいるし、AがBは本件覚せい剤や覚せい剤密売に関与していない旨の供述をし ているにもかかわらず、これに与することなく、自らも重い刑事責任を問われなが ら、自己の犯行関与の事実を素直に述べているのであるから、その信用性は非常に 高いと認められる。

なお、弁護人は、B証言が、(1)Aから携帯電話の箱の中の本件覚せい剤①を見 せられたと言っているが、AがBに本件覚せい剤①を見せる必要性や必然性はなく 不自然である, (2)本件覚せい剤①を取り出し忘れたまま代車を業者に返してしまっ たのに、被告人が格別大騒ぎした様子がなく、「しっかりせえや。」と言っただけ で、 Bを叱りもしなかったというのは、被告人がそれが覚せい剤であることを知ら なかったことを示唆している。(3)麻薬取締官が捜索に来た際、被告人に携帯電話の 箱に入った本件覚せい剤①を手渡したというが、被告人がそれを覚せい剤と知って いれば、麻薬取締官による捜索押収を逃れるためトイレの水に流していたはずであ るといい、B証言の信用性を争っている。しかし、Bは被告人及びAのしていた覚 せい剤密売の手伝いをしていたものであるから、AがBに新しく仕入れてきた本件 覚せい剤①を見せたとしても不思議はないし, Bは本件覚せい剤①を取り出し忘れ たまま代車を業者に返してしまったものの、間もなくそれに気付き、業者に連絡を 取って回収しているのであるから、被告人が大騒ぎしたり、Bを厳しく叱らなけれ ばならないような事態には至っておらず、また、本件覚せい剤①が数百万円の密売価格のものであることからすれば、被告人がトイレの水に流さず、隣室のベランダ に隠匿して、麻薬取締官による捜索押収を逃れようとしたことも十分納得のいくところであり、実際にも、隣室の住人が麻薬取締官らに本件覚せい剤①がベランダに あった旨申し出なければ、押収を逃れられていたのであるから、弁護人の指摘する 諸点はいずれもB証言の信用性を疑うべき理由とはなし得ない。

そして、以上のB証言に加え、被告人自身も、捜査段階の当初は、本件覚せい 剤を売ろうと思って所持していたことを認めていたことをも考え併せると、被告人 が、A及びBと共謀の上、本件覚せい剤を営利の目的で所持していたことは間違い がないと認めることができる。

4 以上のとおりであるから、判示第2の事実は十分これを認めることができる。 (累犯前科)

被告人は、平成7年1月23日神戸地方裁判所尼崎支部で覚せい剤取締法違反の 罪により懲役6年及び罰金150万円に処せられ、平成11年11月29日その懲 役刑の執行を受け終わったものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書 (乙8)によって認める。

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は覚せい剤取締法41条の3第1項1号,19条に,判示第2の所為は刑法60条,覚せい剤取締法41条の2第2項(1項)にそれぞれ該当するところ,判示第2の罪について情状により所定刑中懲役刑及び罰金刑を選択し,被告人には前記の前科があるので刑法56条1項,57条により判示第1の罪の刑及び判示第2の罪の懲役刑についてそれぞれ再犯の加重(ただし,後者にいて同法14条の制限に従う。)をし,以上は同法45条前段の併合罪であるから,懲役刑については,同法47条本文,10条により重い判示第2の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重をし,その刑期及び所定金額の範囲内で,被告人を14条の制限内で法定の加重をし,同法21条を適用して,未決勾留日数中210日をその懲役刑に算入し,被告人においてその罰金を完納することができないと

きは、同法18条により金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置し、訴訟費用については、刑事訴訟法181条1項本文により全部これを被告人に 負担させることとする。

なお、判示第2の罪に係る覚せい剤(平成13年押第32号の1,2)は、共犯者のBの関係でこれを没収する旨の判決が既に確定しているので、被告人からこれを没収することをしない。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、内妻らと共謀の上、約1キログラムの覚せい剤を営利目的で所持した(判示第2)ほか、覚せい剤を自己使用した(判示第1)という覚せい剤取締法違反の事案である。

被告人は、違法かつ有害な覚せい剤を密売し、社会に拡散させることにより所きたい、は、違法がつ有害な覚せい剤を密売し、社会に拡散させることにより所持に、対したものであって、厳しい非難に値すると利が会により所に、この利益を得よした大量であって、このようなであると、社会により生じたである。に、甚大をであるというながあると、対したでのであると、であるというであるというであると、対して、との人は、対して、との人は、対して、との人は、対して、との人は、対して、との人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、大きの人は、いきの人は、大きの人は、大きの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきの人は、いきのい、いきの人は、いきないは、いきないは、いきい、は、いきないは、いきい、は、いきないは、いきないは、いきないは、いきないは、は、は、は、は、いは、は、は、いきないは、は、は、いき

加えて、被告人が、判示第2の犯行に係る覚せい剤が自宅に存在していたことさえ知らなかったなどと不自然・不合理な弁解を繰返して自己の刑事責任を免れようとし、真摯な反省の態度が見受けられないことも、量刑上看過することはできない。

してみると、判示第2の営利目的所持に係る大量の覚せい剤は、幸いにも社会に拡散される前に押収されたこと、判示第1の覚せい剤の自己使用については犯行を認めていることなどの、被告人のために酌むべき事情を考慮しても、主文の刑はやむを得ないところである。

(検察官の科刑意見 懲役10年及び罰金200万円)

よって、主文のとおり判決する。

平成13年9月20日

神戸地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 森岡安廣

裁判官 溝國禎久

裁判官 山田智子